

令和5年度

**第16期第34回海区漁業調整委員会
議事録**

**令和6年2月13日
三重海区漁業調整委員会**

日時 令和6年2月13日(火) 午前10時00分から 11時 5分まで

場所 三重県勤労者福祉会館 特別会議室

議題

- 1 議案1 三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について
- 2 議案2 区画漁業（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）の免許申請について
- 3 議案3 真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示について
- 4 その他
 - (1) 太平洋広域漁業調整委員会の開催について
 - (2) 全国海区漁業調整委員会連合会理事会の開催について
 - (3) 次回の委員会日程について

出席委員

小川和久 藤原隆仁 掛橋 武 浅井利一 矢田和夫
永富洋一 濱田浩孝 田邊善郎 濱中一茂 秋山敏男
古丸 明 木村妙子 大倉良繁 木村那津子

欠席委員

千田良仁

事務局

事務局長 林 茂 幸
主幹 増田 健
主査 葛西 学

行政

(三重県農林水産部水産資源管理課)
(資源管理班)
主幹兼係長 中西健五
(漁業調整班)
主幹兼係長 藤島弘幸

傍聴者

なし

計 19名

○小川会長

ただいまから第 34 回三重海区漁業調整委員会を開催いたします。本日は委員総数 15 名中、千田委員が欠席ですので、委員会は成立しています。

委員会運営規程第 12 条に基づき議事録署名者として掛橋委員と秋山委員にお願いします。

発言にあたっては、議長に発言を求めていただき議長の指名を受けてから、ご発言いただくようお願いします。

それでは、議案 1 「三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 1 をご覧ください。

1-1 ページにありますようにこのことについて、令和 6 年 2 月 5 日付け農林水第 24-1101 号で三重県知事から諮問書が提出されています。

漁業法第 16 条第 5 項の規定で読み替える第 2 項の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。

今回は、令和 5 管理年度くろまぐろ小型魚及び大型魚の知事管理漁獲可能量の変更についての諮問です。

内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

1-1 ページは三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更になります。1-2 ページは漁獲可能量の変更についてです。くろまぐろ（小型魚）とくろまぐろ（大型魚）についてそれぞれ漁獲可能量の変更をさせていただきたいと考えています。

今回の変更についてポイントを 1-4 ページにまとめました。

1、今回の諮問は 1 月の末時点でくろまぐろ小型魚の「定置漁業」及び「その他漁業」における漁獲量の積み上がりへの対応とくろまぐろ大型魚の「その他漁業」における漁獲量の積み上がりに対応するため知事管理漁獲可能量の配分を変更するものです。

2、1 月末時点の小型魚及び大型魚の漁獲量等については、別紙 1 「くろまぐろの漁獲状況と配分等の一覧」のとおりです。小型魚の定置漁業については、漁獲可能量の消化率が漁獲枠に対して 95.4%まで積み上がっています。1-5 ページの小型魚の部分をご覧ください。県全体の枠 47.50 トンに対して、1 月末時点の漁獲実績が 36.47 トンで消化率は 76.8%となっています。定置漁業は漁獲枠 19.90 トンに対して、1 月末までの漁獲枠が 18.98 トン、消化率が 95.4%となっています。中型まき網は漁獲枠 10.50 トンに対して漁獲実績が 5.75 トン消化率は 54.8%となっています。養殖種苗は 7 月と 8 月で終了しており漁獲実績の変更は今後ございません。「その他漁業」は一本釣、あるいは延縄による漁獲で現在枠

13.10 トンに対し 7.75 トン、消化率は 59.2%となっています。県の小型魚の留保枠は 0 トンです。続いて、下段の大型魚は県全体枠 33.3 トンに対し、漁獲実績、22.62 トン、消化率は 67.9%となっています。「定置漁業」は、現在枠 12.00 トンに対し、漁獲実績は 8.12 トン。消化率は 67.7%となっています。「その他漁業」は、はえ縄釣り、中型まき網による漁獲で現在枠 18.30 トンに対し、1 月末の実績は 14.50 トン、消化率 79.2%となっています。

1-4 ページの 3、別紙「過年度のくろまぐろ小型魚及び大型魚の漁獲量」のとおり、2 月から 3 月にかけて大型魚及び小型魚ともに漁獲量の積み上がりが今後予想されます。1-6 ページの別紙 2 をご覧ください。上が小型魚 (30 kg 未満)、そして下が大型魚 (30 kg 以上) になります。小型魚は R5 年、R4 年、R3 年の 4 月から 3 月までの定置網漁獲実績を月毎にまとめています。小型魚に関しては定置網の他、まき網、その他、養殖用種苗の漁獲を含んでいます。2 月、3 月を見ると例えば R4 年の定置網では、2 月に 4 トン弱水揚げがあります。そして 3 月には 2.6 トンの水揚げがあります。R3 年では、2 月は 1.7 トン、3 月は 1.2 トンとなっています。

中型まき網に関しては、昨年は 1 トンも水揚げがありません。R4 の「その他漁業」では一本釣り、あるいは延縄による漁獲で、2 月は 2.1 トン、3 月は 5.3 トン。R3 の「その他漁業」では 2 月が 2.1 トン、3 月では 0.9 トン弱でした。大型魚に関しましても R4 の「定置網」が 2 月で 0.8 トン、3 月は 1.5 トンですが、R4 の「その他漁業」では 2 月は 2.5 トン、3 月は 7.1 トンとなっており、今後積み上がりが予想されます。今回これに対応するために、どのような配分を行うのか説明します。

1-4 ページの 4 に今後の積み上がりに対応するため小型魚については、「中型まき網漁業」から「定置漁業」へ、「中型まき網漁業」から「その他漁業」へ漁獲量を配分します。大型魚については、「県留保」枠から「その他漁業」へ漁獲量を配分します。詳細は変更のポイントに記載しています。小型魚については「定置漁業」「その他漁業」での漁獲量の急な積み上がりに対応できるよう、「中型まき網」が留保している 10.5 トンのうち 2 トンを追加配分原資として、「定置漁業」へ 1 トン、「その他漁業」へ 1 トンを配分したいと考えています。大型魚は「その他漁業」での急な積み上がりに対応できるよう「県」が留保している 3 トン全てを追加配分原資とし、「その他漁業」へ 3 トン配分したいと考えています。これらの配分案の数量、考え方等については、関係漁協からの同意を得ております。

1-5 ページは配分案を表に示したものです。小型魚は「中型まき網漁業」2 月と 3 月積み上がりの状況を考えて、それほど積み上がらないと判断し「定置漁業」に 1 トン追加、釣りあるいは延縄漁業で積み上がりが予想される為、「その他漁業」に 1 トン配分していません。

大型魚に関しても、この時期 2 月と 3 月に漁獲が増える可能性があることから「県留保枠」の 3 トンを「その他漁業」にすべて割り振り追加したいと考えています。1-3 ページは新旧対照表になります。右側が旧、左が新になります。それぞれくろまぐろの小型魚、大型魚で、総量の変更は無いので、それぞれの漁業種類で配分の組換えを行うものです。くろまぐろ小型魚に関しては、「定置漁業」で、19.9 トンから 20.9 トンへ。「中型まき網漁業」は 10.5 トンから 2 トン減らして 8.5 トン。養殖用種苗は変わりません。「その他漁業」は 13.1 トンから 14.1 トンに 1 トン増やすという配分案になっています。くろまぐろの大型魚ですが総量は変わりません。大型魚の「その他漁業」について 18.3 トンから 21.3 トン

ン「県」の原資枠3トンを増量するものです。以上、三重県資源管理方針に係る知事管理漁獲可能量の変更に係る諮問の内容について説明しました。どうぞご審議のほどよろしくお願ひします。

○小川会長

ただいまの説明について、ご意見はありませんか。

○田邊委員

配分案についてはこれで賛成ですが1月末現在までの水揚げは表の数字で良いか。また、2月から現在までの水揚げ状況が分かれば教えて欲しい。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

小型魚に関しましては、積み上がりが95.4%となっています。モニタリングデータは各関係漁協からいただいています。現在2月12日分までで、すべて揃っていませんが2月12日までのくろまぐろの小型の定置の積み上がりは、19.58トンになっており現在の枠に対しては残り319kgしか余裕がない状況です。今回この諮問で変更すると1トンの追加となり更に3月まで漁獲を行うことができることとなります。現状としましては、小型魚に関しては、数キロのものが揚がっていたり、あるいは20kgや25kgの小型のまぐろが揚がっている状況ですが、12月のような急な積み上がりは現状では見られていません。以上になります。

○田邊委員

はい、ありがとうございます。その他の積み上がり状況の中で30kg以下の水揚げ状況はわかりますか。僕が把握しているだけでもおそらく1トンは超えとると思うが、そういう情報は入っていないですか。

○水産資源管理課（中西主幹兼係長）

その情報については入っていません。2月末までの漁獲状況につきましては3月上旬にいただくことになっているので。ただし積み上がりの状況によっては、2月の中旬や下旬でも情報を収集していきたいと思っています。

○田邊委員

はい、ありがとうございます。

○小川会長

ほかにご意見はありませんか。

それでは、議案1については県原案どおりとしてよろしいですか。

○委員

（異議なし）

○小川会長

全員異議がないようですので、議案1については県原案どおりとされたい旨答申することとします。

続きまして、議案2「区画漁業（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）の免許申請について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料2をご覧ください。

第29回海区漁業調整委員会にて審議いただいた区画漁業権（真珠養殖業及び真珠母貝養殖業）の三重海区漁場計画に基づいた免許申請に関するものです。

2-1ページが諮問書です。漁業法第70条の規定に基づき、当委員会の意見が求められているものです。内容については水産資源管理課から説明していただきます。

事務局からは以上です。

○小川会長

それでは水産資源管理課から説明をお願いします。

○水産資源管理課（藤島主幹兼係長）

漁業権の切替えも真珠と真珠母貝免許で最後になります。諮問書が議案2の資料に付いています。9月に漁場計画の答申をいただいて、そのままの内容で9月29日付け三重県告示第626号で公示しました。1月の半ばまで申請を募り、2-2ページのとおり漁業法第69条に基づいて申請がありました。

真珠養殖業の養成と仕上について、公示件数164件のところ、申請が162件ありました。真珠養殖業の避寒については公示件数13件のところ申請は11件でした。真珠養殖に係る免許では基本的にひとつの漁場で複数の個人や法人が共有で申請してくることが多いですが、今回の免許申請件数の横に内数として単独申請が養成と仕上の場合42件、共同申請が120件ある旨記載しています。真珠養殖業の避寒については単独申請1件、共同申請が10件でした。団体漁業権である真珠母貝養殖業に関しては78件公示し、免許申請は75件でした。主に漁業協同組合からの申請ですが1件だけ従前から個別漁業権として免許されている区画については会社法人からの申請という内訳になっています。その下に※印で単独申請の内訳を記載しています。真珠養殖業の養成・仕上に関しては個人37件、法人から5件、避寒は個人1件、法人0件となっており、業者数も減少していることから単独申請が増える傾向があるように思われました。今回、漁業法第70条に基づいて、「申請があったときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。」ということで本日諮問しているところです。免許の申請がありますと、県では免許しない場合に該当するかどうかを審査しますが、漁業法第71条に免許をしない場合が規定されており、1. 申請者が適格性を有する者でないとき、2. 海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請があったとき、3. その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当

な集中に至るおそれがあるとき、4. 免許を受けようとする漁場の敷地の所有者、占有者の同意が無いとき、とあります。今回2～4に係るような申請はありませんでしたので、基本的に申請は受けるということになります。2～3ページで免許の適格性について説明します。漁業法第72条で規定されております。1の個別漁業権（真珠養殖業及び一部の真珠母貝養殖業）すべての真珠養殖業と真珠母貝養殖業1件が審査対象となり、（1）漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること、（2）暴力団員等であること、（3）法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに前二号のいずれかに該当する者があるものであること、（4）暴力団員等がその事業活動を支配する者であること。（1）については該当しない旨の誓約書を提出いただいております。2～4ページ以降で記載している個票で提出状況を示しております。（2）～（4）についてもこれに該当しないという書類の提出がありました。

母貝の団体漁業権に係る免許の適格性に関しては、2～4ページの申請一覧で説明します。表のなかで左から現漁業権番号、公示番号がこれからの漁業権番号となりまして、漁業権に関する事項として漁業の名称、地元の地区名、仕上、養成の種別、漁業時期、上限台数等条件が記載されています。筏の台数については上限で決まっている台数を上回らないということが必要になってきますが、全ての申請でクリアしています。その右に適格性に関する誓約書と適格性に関する申立書の提出状況を記載しており全ての申請で○でなっています。共有の場合は共有者全員から提出されています。

鳥羽小浜地区の区2001番からの仕上漁場は鳥羽地域だけとなりました。区2015番渡鹿野、区2013番といったところ。これは申請者なしということで、もう番号は空き番となります。続いて英虞湾の漁場、布施田、和具、間崎、越賀、御座、浜島、宿浦、熊野灘の方では、五ヶ所湾内で五ヶ所浦から阿曾浦、曾根浦の漁場、区2164番これも申請者なし、この曾根浦の区画までの、区2001番から区2164番までが養成や仕上の漁場です。区2701番の塩屋も申請者なしで、区2700番台の数字を打ってあるのが避寒漁場ということになります。塩屋も申請者なしで、比較的水温の高い宿浦以南に避寒漁場がありまして、最後のページ区2712番長島町の避寒漁場も申請者なしということです。申請者の無いところの番号は詰めていくこととなります。

母貝の漁場は2～11ページです。団体漁業権に係る免許についての適格性は基本的にその漁業協同組合ないしは漁連が免許を受けることになるので、その漁業協同組合の地区に住む養殖業者が加入しているかが適格性の判断基準になってきます。備考の類似漁業権は、例えば今まで真珠母貝をやっていて、類似の漁場計画を作った場合については、漁業協同組合の組合員が2/3以上ないとその漁業協同組合は適格性がないということです。その下の新規漁業権に関しては、新しい漁業権ですので今まで真珠母貝養殖業者がいない場合は「関係地区内に住所を有し、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数」が分母になって、分子がその人達のうち組合員である者が属する世帯の数としてそれが2/3以上あることというのが適格性の基準になります。申請者は基本的に漁業協同組合で適格性に係る調書欄左に「地区内に住所を有し当該漁業又は沿岸漁業を営む者の属する世帯数」を申請書類から確認して記載しています。右欄は「うち組合員の属する世帯数」で、左の数字分の右の数字が2/3以上であれば適格性があるということで、すべての漁場において、適格性を確認することができました。表としては区2801番の浦村から立神、神明、鶴方と英

真湾内の漁場が続きます。2-12 ページは布施田から五ヶ所浦までで、2-13 ページは区 2857 番の五ヶ所浦から阿曾浦までになります。贄浦の区 2869 番、区 2870 番が申請者なしということで空き番になります。

その次の区 2871 番、これだけ個別漁業権ということで、個別漁業権ですので、先ほどの真珠と同じように適格性の部分は適格性に関する誓約書と適格性に関する申立書が提出されていることを確認しています。区 2872 番の神前浦をはさんで、区 2873 番の三浦も団体漁業権ではなくて個別漁業権として計画を公示していた区画ですが、申請者なしということで空き番になります。

区 2874 番から区 2878 番までについて、区 2877 番までは三重外湾漁業協同組合、区 2878 番は熊野漁業協同組合から申請がありました。

私からの説明は以上です。

○小川会長

ありがとうございます。ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、議案 2 については異議がないものとしてよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案 2 については異議のない旨答申することとします。

続きまして、議案 3 「真珠養殖いかだへの標識の設置に関する委員会指示について」を審議します。

事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料 3 をご覧ください。

この指示は平成 13 年度から毎年発動していますが、継続して発動するかどうかご審議をお願いします。

3-1 ページは令和 5 年度のいかだ登録台数一覧表です。仕上、養成、避寒、基地、母貝のそれぞれの区分と地区ごとの登録台数です。登録台数の合計は 8108 台で、令和 4 年度より 516 台減少しています。3-2 ページと 3-6 ページは今年度の登録票の貼付状況等の調査結果で、三重県真珠養殖適正化対策協議会から報告があったものです。3-2 ページの標題が令和 4 年度になっていますが、今年度の調査結果です。今年度の調査は 9 月 26 日、9 月 27 日、9 月 29 日及び 11 月 22 日の 4 日間行われました。調査に参加いただいた

委員の皆様、お忙しい中どうもありがとうございました。

登録票貼付状況の評価については、3-2ページの表の上段にあるとおり、貼付率0%の0から貼付率81%~100%の範囲にある5までの6段階で評価しています。表中列の登録票貼付状況の評価にあるとおり、ほとんどの地区は4~5でしたが、千賀地区においては初回の調査時に登録票の貼り付けがありませんでしたので、3-3ページから3-5ページのとおり、協議会が再調査を実施したところ、改善していました。

ほかにも登録票貼付状況の評価が3と貼付率が50%を切っている区域がありますので、3-7ページのとおり引き続き貼付の徹底をお願いしています。

また、協議会からは、委員会指示の継続発動を求める要望書が毎年届いており、3-8ページにあるとおり本年度も提出されています。

続いて委員会指示案です。3-9ページが委員会指示の改正案、3-10ページが現行の指示です。変更箇所は告示番号、告示年月日、会長名と指示の有効期間で内容の変更はありません。告示番号は「第2号」、告示日は「令和6年2月27日」の予定で、会長名は「小川和久」会長、有効期間は「令和6年4月1日から令和7年3月31日」までの1年間です。

ご審議よろしくお願ひします。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

それでは、議案3については事務局原案どおり発動してよろしいですか。

○委員

(異議なし)

○小川会長

全員異議がないようですので、議案3については、事務局原案どおり発動することとします。

続きまして、その他事項1「太平洋広域漁業調整委員会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料4をご覧ください。4-1ページ及び4-2ページのとおり、2月29日（月）に太平洋広域漁業調整委員会とそれに先立ち太平洋広域漁業調整委員会太平洋南部会が、水産庁においてWEB会議併用で開催される予定です。

この委員会の委員である浅井委員には、三重海区漁業調整委員会委員室からWEBにて出

席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

特にないようですので、次に進みます。

その他事項2「全国海区漁業調整委員会連合会理事会の開催について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

資料5をご覧ください。5－1ページのとおり全国海区漁業調整委員会連合会理事会が3月22日（金）13時30分から、東京都内での開催が予定されています。

連合会の副会長である小川会長に出席していただく予定です。

事務局からは以上です。

○小川会長

ただいまの説明についてご意見はありませんか。

○委員

(意見なし)

○小川会長

特にないようですので、次に進みます。

その他事項3「次回の委員会日程について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局（増田主幹）

次回の委員会については令和6年3月12日（火）の10時からの開催をご提案します。

場所は、三重県勤労者福祉会館6階講堂の定です。

○小川会長

ありがとうございました。これもちまして、委員会を閉会いたします。